

# 株主各位

東京都中央区日本橋小網町18番20号

## 東洋精糖株式会社

取締役社長 佐々木 剛

### 第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月17日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成22年6月18日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目12番5号  
東京穀物商品取引所（とうこくホール2階）

〔開催場所が昨年までと異なりますので、お間違いのないよう  
末尾の「定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。〕

#### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第86期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第86期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 取締役9名選任の件  
第2号議案 監査役2名選任の件

#### 4. その他株主総会招集に関する事項

(1) 賛否の記載がない議決権行使書面の取扱い

賛否の記載がない議決権行使書面が会社に提出された場合、各議案について賛成の意思表示があったものとして取扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) 代理人による議決権の行使

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使できることとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3) 議決権の不統一行使の事前通知の方法

議決権の不統一行使をされる株主様は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事項が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

(<http://www.toyosugar.co.jp/>)